

〈研究ノート〉

日本企業における不正会計の要因

不正のトライアングル理論に基づいて

Factor of accounting fraud in Japanese companies

Based on the fraud triangle theory

根本萌希⁺, 藤田皓彦⁺⁺, 松原大樹⁺⁺, 浪川絢加⁺⁺, 高畑涼⁺⁺,
柳澤健斗⁺⁺, 小島遥香⁺⁺, 丸山孝寛⁺⁺, 大澤由伎⁺⁺, 田中美和⁺⁺,
茂原俊紀⁺⁺, 神森莉子⁺⁺, 越川湧太⁺⁺, 高橋恭幸⁺⁺, 野口奈菜⁺⁺

目次

- 第1節 はじめに
- 第2節 不正のトライアングル理論
- 第3節 分析の概要
- 第4節 分析の結果および考察
- 第5節 結びにかえて

要旨

不正会計は、企業のステークホルダーに多大な影響を与える行為である。不正会計をどのように抑止するかという観点では、Cressey (1953) による不正のトライアングル理論が有名である。不正のトライアングル理論は、動機、機会、正当化の3要因によって構成され、広く国内外で研究されている。本稿では、不正のトライアングル理論における3要因に一定の法則があるという仮説に基づき、日本企業における不正

会計の事例 81 件の分析をおこなった。その結果、動機を発端とした不正会計の事例が最も多くみられた。また、動機を発端に機会が生じ、その後正当化がなされるという結果が得られた。本稿は、不正会計の抑止を考えた場合、動機が特に重要な要因であることを示している。

【キーワード】

不正会計, 不正のトライアングル, 動機, 機会, 正当化

第1節 はじめに

不正会計 (Accounting fraud) は、企業のステークホルダーに多大な影響を与える行為である。アメリカのエンロンやワールドコムは特に多くの影響を与えた不正会計事例である。我が国においても山一証券、オリンパスや東芝など、我が国を代表するであろう大企業においても不正会計が発生している。日本公認会計士協会 (2020) は、上場企業および関係会社における不正会計の 2015 年 4 月から 2020 年 3 月までの事例を分析している。本報告書によると、不正会計の公表企業は 2015 年 4 月から 2019 年 3 月まで毎年 30 社前後で推移していたものの、2019 年 4 月から 2020 年 3 月までの公表企業は 46 社と以前と比べて特に多くの不正会計が発生している。なお、不正の定義については、日本公認会計士協会監査基準委員会 (2021) による「不当又は違法な利益を得るために他者を欺く行為を伴う、経営者、取締役、監査役等、従業員又は第三者による意図的な行為をいう」(p.3) という定義を用いる。

それでは、なぜ不正が発生するのだろうか。この点は、Cressey (1953) による「不正のトライアングル」(Fraud triangle)¹ 理論において説明される。日本公認会計士協会監査基準委員会 (2021)² では、不正リスク要因の定義を「不正を実行する動機やプレッシャーの存在を示す事象や状況、不正を実行する機会を与える事象や状況、又は不正行為に対する姿勢や不正行為を正当化する状況をいう」(p.3) としている。このうちの動機、機会、正当化が Cressey (1953) の提唱する不正のトライアングル理論における 3 要因である。このほかにも、我が国の監査に影響を与えている企業会計審議会監査部会 (2013) においても不正のトライアングル理論に基づく考え方が取り入れられており、我が国で広く用いられる理論といえよう。不正のトライアングル理論を検討している先行研究は、国内外に数多くの研究があり、いくつか列挙するだけでも Albrecht (1991), Kassem and Higson (2012), Schuchter and Levi (2013), Wells (2017), 甘粕 (2010), 汪 (2016), 田中 (2016) などがある。特に Albrecht (1991) では、3 要因の 1 つを抑え込めれば不正は回避できると指摘しており、Schuchter and Levi (2013) は不正行為者を対象とした実証研究から企業側は不正を引き起こす 3 要因を低減させることが可能であると述べている。

本稿では、「不正のトライアングルにおける 3 要因の関係性には一定の法則が存在するのではないか」という仮説のもと、アーカイバルデータから我が国の不正会計の事例 81 件を分析している。第 2 節では、不正のトライアングル理論について概説し、第 3 節では、我が国の不正会計事例に関する分析の概要を述べる。第 4 節では分析結果および考察をおこなう。最後に、第 5 節では本稿で得られた知見のまとめと今後

の課題を述べる。

第2節 不正のトライアングル理論

不正のトライアングルとは、米国の犯罪学者の Cressey D.R. が 1953 年に “*Other people’s money-A Study in the Social Psychology of Embezzlement*” という論文で発表した概念である。不正会計の発生要因を動機 (Non-shareable problem), 機会 (Identification of the opportunity), 正当化 (The violators’ vocabularies of adjustment) の 3 要因で区分し、それらを三角形で表している。Cressey (1953) は、横領犯罪者の背信行為に関する分析を 1949 年から 1951 年にかけて調査をおこなっている。分析対象は三か所の刑務所に収監されている横領を働いた者 503 名であり、インタビュー調査を用いて分析している。その結果、Cressey (1953) は背信行為の発生要因を動機、機会、正当化の 3 つに分類しており、それぞれを頂点とした三角形で表現されたものが、不正のトライアングルである。なお、不正のトライアングル研究をより発展させた Kassem and Higson (2012) では、「圧力 (Pressure)」、「機会 (Opportunity)」、「正当化 (Rationalization)」の 3 つの要因をあげている。

不正のトライアングル理論は、先述したように日本公認会計士協会監査基準委員会 (2021) をはじめとした文献において言及されている。しかし、この理論は 1953 年に生まれたものであり、現代と時代背景が異なる状況にある。また、Cressey (1953) による分析はアメリカにおいておこなわれたものであり、文化の異なる日本でも同様の結果が得られる確証はない。さらに、分析の対象となった横領という犯罪の性質を考えた場合、昨今の不正会計と性質が異なるのではないかという疑問が生じる。

第3節 分析の概要

1 問題意識

本稿では、「不正のトライアングルにおける 3 要因の関係性には一定の法則 (順番) が存在するのではないか」という問題意識を念頭に、不正会計をおこなった日本企業のアーカイバルデータ等から分析をおこなった。このような問題意識が生じた理由として、不正のトライアングルにおける 3 要因の間に一定の関係性があるのではないかと考えたためである。不正行為は動機を持つ人のもとに機会が訪れて発生するのか、あるいは機会が用意されてはじめて動機が芽生えるのか、などといった関係性である。3 要因の間で何らかの関係性がみられた場合、不正会計の原因を明らかにするための

一助となりえるだろう。このような問題意識のもと、日本大学商学部劉ゼミナールに所属する筆者ら 15 名が 2016 年に日本企業の分析をおこなった。

2 分析の手順

本稿における分析のプロセスは全部で 6 段階ある。その概要は以下の通りである。

- (1) 分析対象となる企業の選定。
- (2) 不正会計の概要，動機，機会，正当化のキーワードの設定。
- (3) 報告フォーマットの作成。
- (4) 不正会計のあった 81 件を，日本経済新聞の記事や当該企業の発表した財務会計基準機構（FASF）による社内分析報告書をもとに分析する。
- (5) 分析結果をもとにキーワードの添削等の再設定をおこなう。
- (6) 新たに設定したキーワードをもとに，(4) で分析結果を作成した者とは別の者が再度その企業のレビューをおこない，最終的な分析結果を完成させる。

(1) 分析対象となる企業の選定

本稿では，より多くの資料が得られるであろう不正会計の事例を紹介している先行研究等からサンプルを抽出した結果，101 件の不正会計事例が分析の候補として抽出した。しかし，サンプルには様々な属性の事例が混在していたことから，分析対象の持つ属性を一定とするために「不正会計の発生が 2000 年以降であり，発生当時に東京証券取引所，大阪取引所の市場第一部，第二部へ上場していた日本企業」という基準を設けて分析対象の絞り込みをおこなった。

最終的な分析サンプルは 2000 年から 2016 年³までの 81 件である。不正会計の発生を 2000 年以降としたのは，2000 年 3 月期（会計ビックバン）から新たな会計基準が多数適用され，我が国における会計改革がなされたのが 2000 年である。また，発生当時に東京証券取引所と大阪取引所の市場第一部，第二部へ上場していた日本企業という条件を設けた点については，各企業の不正会計を分析するための資料が得られやすいという点もあるが，それらの条件を満たすものが日本を代表する大企業と考えるうえで適当と判断したためである。以上の条件に適合する分析対象は表 1 にまとめている。

表 1 の企業名の順番は五十音順である。また，71 と 72 の虹枝株式会社は経営者と従業員でそれぞれ異なる 3 要因の認識が把握できたため，2 件分のデータとして扱っ

ている。

(2) キーワードの設定

分析にあたり、筆者らは分担して81件の分析をおこなった。しかし、初期段階で分析結果のフォーマットの統一と不正のトライアングル（特に3要因の定義）の理解が課題として浮上した。このような問題に対処するため、不正のトライアングルにおける3要因をいくつかの要素に分解し、キーワードとして設定した。キーワードを設けた理由としては、分析をおこなう担当者の主観をできる限り排除し、客観性を担保するためである。このようなキーワードは、分析の担当者が分析対象の事例に該当すると判断した場合に選択される。現段階で作成したキーワード一覧は表2（不正の分類）、表3（動機）、表4（機会）、表5（正当化）である。

表2から表5までのキーワードの選定方法は、筆者ら分析をおこなう担当者間の協議で決定した。不正の概要、動機、機会、正当化の4項目に対するキーワードを各担当者から提案してもらい、それを取りまとめたキーワードの一覧表を作成した。なお、この段階で作成したキーワード一覧表は一時的なものであり、不正会計について考えるすべての要素を網羅できていない。そのため、実際の分析を通して新たな要素が発見された場合には、(3)で紹介する報告用フォーマットの各説明欄に記すようにした。また、(2)で設定したキーワード一覧表は(5)で修正しているため、本稿における最終的なキーワード一覧表は(5)で言及している。

(3) 報告フォーマットの作成

各企業の担当者間で生じる主観的な偏りを低減させるため、本稿では報告フォーマットの統一をおこなった。報告用フォーマットは表6、報告フォーマットの概要は表7にまとめている。

(4) データの概要

本稿では、分析にあたりアーカイバルデータを用いる。具体的には日本経済新聞と財務会計基準機構による社内分析報告書を主要データとしている。また、資本金の分析には1984年以降の有価証券報告書と会社四季報の情報がリンクされている企業情報データベース「eol」や必要に応じて論文等の先行研究を用いている。

(5) キーワードの再設定

各担当者が作成した分析結果には、新たに追加すべきキーワードを記載している。

そこであげられたキーワードは、(2)において述べたように、企業の事例を分析する過程において生じたギャップを克服するべく各担当者と議論したうえでキーワードの再設定をおこなった。

ここまでの分析の注意点としては、不正会計の「発端」をどの人物にするかに関して各担当者で認識の違いがあり、不正会計を「指示した人」ではなく「実行した人」で再分析をすることに決定した。発端となる人物の立場の違いは、3要因を分析するうえで異なる結果が生じる可能性があり、本稿では明確に区別する。なお、第1回目の分析では両者が混在しており、動機、機会、正当化がどちらの立場によるものなのかが不明な場合が生じた。なお、不正を「指示した人」が実行を兼ねている場合は、各担当者が論理的に問題あると判断した場合にのみ備考欄に明記される。キーワードの意味の再検討にあたってはCressey (1953) が結論付けている3要因の定義を参照している。以上の議論を踏まえ、キーワードの最終版は以下の表8から表12である。主な変更点としては、キーワードを整理したことに加えて、不正の分類を財務的側面と行動的側面に分解した点である。

表8は企業がどのような不正をおこなったのかを財務的側面から分類している。そのため、財務諸表における数値を分類の対象としている。表9は不正会計のスキームを主に取り扱っている。不正の分類は全部で32個のキーワードをあげている。

表10については、動機に関係するキーワードである。ここでは不正をおこなう動機として15個のキーワードをあげている。

表11は機会に関するキーワードである。ここでは13個のキーワードを機会としてあげている。

表12は正当化に関するキーワードである。ここでは5個のキーワードを正当化としてあげているが、正当化の性質について説明している。1番と2番については、動機を理由にした正当化、機会を理由にした正当化が該当する。動機による要因とは、例えば業績ノルマという動機を発端とした不正の場合、「業績ノルマを達成するためにやむなく不正をおこなった」などといった理由の正当化が該当する。機会もまた同様の原理である。3番の「事後解決できれば良い」というキーワードは不正を後々解決できると認知している状態を指し、4番の「発覚しなければ良い」というキーワードは発覚しない状況を認知している場合に生じる。5番の「長年の貢献があるため」というキーワードは、勤続年数が長いなどを理由に正当化している場合に該当する。

(6) 再分析

この段階では、(5)で再検討したキーワードや分析上の注意点を各担当者と共有し

たうえで再度分析をおこなった。なお、今回の分析では、分析結果の客観性を担保するために第1回目の担当者と異なる担当で各企業の分析をおこなっている。主な目的としては、分析結果（報告フォーマット）の不正の概要、動機、機会、正当化、順番の各項目で説明されている内容の整合性をとり、第1回目の分析結果と異なる部分があれば、第1回目の担当者と意見を交換し、より客観性を担保することを狙いとしている。また、分析結果に疑義が生じた場合は、筆者らが再度検討をおこなっている。とりわけ3要因の順番については、事例に対する見方や各担当者の受け取り方により意見が異なる場合があるため、細心の注意を払って分析している。分析結果の実例は表13に示している。

第4節 分析の結果および考察

前節において示したとおり、本稿では6つのプロセスに基づく日本企業の不正会計の分析をおこなっている。分析は主に不正の分類と3要因（動機、機会、正当化）に分けられ、1では不正の分類を、2では3要因の分析結果を提示する。3では、3要因が不正に対してどの程度影響を与えていたかを、各事例の3要因の順番から検討する。これは3要因の関係性を検証することを目的とした分析である。

1 不正の分類の分析結果

不正の分類に関するキーワードは32個あり、1番から10番までが財務面、11番から32番までが行動面を表している。

図1は不正の分類の分析結果である。不正の分類の財務面（1番から10番）において最も多く該当したキーワードは1番の「収益の過大評価」である。反対に、全く該当しないキーワードは10番の「資本の過小評価」であった。このことから、収益に関する数値が最も不正会計による影響がみられる項目といえよう。行動面（11番から32番）においては、21番の従業員発端の不正が最も多く該当した。20番の経営者発端の不正と比べると実に二倍近くのポイント差である。経営者発端の不正はあくまで経営者が不正会計を実行した場合に該当するため、経営者が従業員に不正会計の指示をしている場合は該当しない。また、11番の連結外しや19番のSPE（Special Purpose Entity：特別目的会社）の利用、23番の監査役との共謀、24番の会計士との共謀などといった複雑なスキームの該当数は少ないことから、経営者や上司に権力が集中しており、それが従業員に対する圧力となって不正をせざる得ない状況に陥っ

ている可能性がある。

筆者らは不正会計の発端は経営者ないし従業員のいずれかに必ず該当すると考えている。分析結果を見ると、20番の経営者発端は28件、21番の従業員発端は53件と従業員発端の不正会計が多くみられた。同様に26番の組織的な不正と27番の個人的な不正もいずれかに必ず該当する項目である。分析結果を見ると、組織的な不正は56件、個人的な不正は25件であった。このことから、日本における不正会計は従業員発端の組織的不正が多い傾向にあるといえよう。

16番の経営者の横領および17番の従業員の横領は該当数が少なく、それぞれを合計しても13件である。横領は組織的な不正とは考えにくく、個人的な不正にあたる行為と考えている。そのため、個人的な不正に該当する25件のうち13件が横領であると考えられる。そのほかの個人的な不正については、上司による圧力や権限に逆らえない事例、不正な会計処理をおこなった事例、会計処理のミスなどが見られた。

2 3 要因の分析結果

図2は動機に関するキーワードの分析結果である。動機においてとりわけ多く該当したキーワード（20件以上）は以下の5つである。

- 2番：業績ノルマ
- 4番：圧力
- 6番：企業価値のため
- 9番：個人の名誉のため
- 10番：業績悪化

これらのキーワードをまとめると、「金銭的な圧力」という言葉で動機を総括できるのではないと思われる。ここであげられた5つのキーワードのうち、9番を除く4つはいずれも金銭的(業績)な動機である。なお、9番は名誉に対する概念が人によって異なることが想定されるため、全面的に金銭的(業績)な動機と結びつけることは難しいだろう。また、動機のキーワードにおいて特に選択数が少なかったのは11番の「企業への不満」と12番の「従業員のため」であった。この結果から、企業への不満があり、会計操作をしてその企業に損害を与えようとする不正行為者は少数の可能性はある。

図3は機会に関するキーワードの分析結果である。機会においてとりわけ多く該当

したキーワード（20件以上）は以下の7つである。

- 1 番：内部統制の不備
- 2 番：自社の慣習
- 4 番：グループ会社間の統制不備
- 6 番：不正可能な地位の利用
- 8 番：取締役の形骸化
- 11 番：取引先との関係
- 13 番：コンプライアンスの欠如

20件以上が該当した7つのキーワードはいずれも、組織内の統制が不十分であることを示唆している。なお、コンプライアンスの欠如については「法令遵守の周知徹底が欠如」、「個人の法令遵守が欠如」と捉えることができよう。前者で考えた場合、コンプライアンスの欠如は内部統制の不備に包括され、後者の場合は個人の心理的な問題であり、機会には該当しないと考える。

機会において特に該当数が少なかったのは9番の「非経営陣の経営介入」と10番の「市場環境の変化」であった。非経営陣とはその企業に所属していない創始者や大株主などのことである。非経営陣による直接的な介入はないものの、ほかの事例では経営者が創始者の残した経営哲学に則して不正会計をおこなっている事例や非経営陣からの経営に対する圧力によって不正会計をおこなう事例も見られた。市場環境の変化の選択数が少なかったのは、市場の変化によって秘密裡に問題を解決できる機会が生まれにくかったのではないかと考えられる。

図4は正当化に関するキーワードの分析結果である。正当化においてとりわけ多く該当したキーワード（20件以上）は以下のとおりである。

- 1 番：動機による要因
- 2 番：機会による要因
- 4 番：発覚しなければよい

分析の結果、動機を理由にした正当化が81件中70件と多くの企業が該当し、機会よりも動機による要因が正当化する理由として強く作用している可能性がある。同時に、発覚しなければよいという意識が不正を引き起こす要因であることも35件が該当していることから否定できない。

3 3 要因の順番

81 件の分析を通して得られた結果を踏まえ、各企業の分析担当者は、当該事例が 3 要因のうち、どの要因から生じたかを 1 から 3 までの順番でランクを付けている。1 番に該当する要因は、当該不正事例の引き金となった強い要因を意味している。分析結果から得られた 1 番目から 3 番目までの順番は次の通りである。

- (1) 動機→機会→正当化 46 件
- (2) 機会→動機→正当化 18 件
- (3) 動機→正当化→機会 17 件

次に、1 番目から 3 番目までに該当した 3 要因の割合を図 5 から図 7 に示している。

図 5 から図 7 は 1 番目から 3 番目までに該当した 3 要因の内訳である。最も多い要因をそれぞれ列挙すると、1 番目には動機、2 番目には機会、3 番目には正当化が該当する結果となった。特に正当化が 1 番目にあげられることは 1 社もなかった。正当化の要因を分析した際にも、動機または機会による要因が多くあげられていたことから、何らかの動機や機会が生じて初めて正当化がおこなわれるということだろう。なお、調査対象から除外したサンプルの一部に正当化が 1 番目に該当すると思われる事例が見られた。その事例は不正会計が慣例化しており、先代によって不正が引き継がれていた事例であった。このことから、不正が習慣化していない企業において正当化が 1 番目に該当することはないと思われる。

また、順番付けの結果から得られるもう一つの特徴は、3 番目に動機が該当してない点である。不正の動機を正当化し、その後機会が生じるパターンは考えられるものの、不正の機会を正当化し、その後動機が生じるパターンは動機の性質上考えにくい。以上を踏まえると、動機は必ず 1 番目か 2 番目に該当し、機会は 1 番目から 3 番目、正当化は 2 番目か 3 番目に該当する結果となった。不正会計の防止という側面では、3 要因のうち動機に関する対策が特に優先される結果となった。ただし、当然のことながら動機だけでは不正は成しえず、機会も重要な要因である。本稿で取り上げた 3 要因に関するキーワードは、不正防止の観点から監査人等が気を付けるべき事柄を示唆していることだろう。

第 5 節 結びにかえて

不正のトライアングルとは Cressey (1953) によって提唱された概念であり、動機、機会、正当化の 3 要因から構成される理論である。我が国では、企業会計審議会監査

部会（2013）や日本公認会計士協会監査基準委員会（2021）などにおいて言及されているなど広く用いられている。

本稿では、「不正のトライアングルにおける3要因の関係性には一定の法則が存在するのではないか」という仮説のもと、日本企業を対象にアーカイバルデータを中心とした分析をおこなった。分析は筆者ら15名でおこなっており、2000年から2016年までに発生した日本企業の不正会計の事例81件を取り扱っている。分析の結果は以下の通りである。

- (1) 動機→機会→正当化 46件
- (2) 機会→動機→正当化 18件
- (3) 動機→正当化→機会 17件

これは各事例の分析の結果、動機を発端とする不正会計の事例が過半数であることが明らかになった。最も多いのは動機を発端に機会が生じ、正当化を経て不正行為に至るというプロセスで半数以上の46件が該当した。また、3要因をそれぞれ分析すると、動機は金銭的な圧力によって引き起こされ、機会は組織内の統制の不備によって生じるという結果が得られた。正当化については、動機ないし機会を理由に生じる場合が多く、明るみに出ないだろうという心理も正当化に繋がる可能性がある。本稿の分析の結果は、不正のトライアングル理論における3要因のうち、とりわけ動機が不正抑止の観点から重要であることを示している。3要因における関係性をアーカイバルデータから明らかにしたこと、動機が不正抑止の観点から最も重要な要因であると提示したことが貢献である。

本稿にはいくつかの課題が残されている。1つ目は分析フォーマットおよびキーワードが日本企業の特徴、個人/集団レベル、外部環境（時代的背景）、個人行動の変化などの要因を分類できていないことである。今後は、日本企業を取り巻く様々な要因を客観的に提示したうえで分析する必要がある。2つ目は、本稿が分析をおこなった2016年以後に発表された先行研究（Douglasほか、2018など）を踏まえた分析がなされていないことである。3つ目は、主観性を排除しきれていないことである。再現性という点では、定性的な分析という性質上、同様のアーカイバルデータを用いたとしても分析者の見方によって異なる結果が生じる可能性がある。また、これは日本企業を対象におこなった分析であることから、他国の調査では異なる結果が得られることも十分に考えられる。4つ目は、現在明らかになっている我が国すべての不正会計事例を網羅的に分析できていないことがあげられる。このように本稿は様々な課題

を有しているものの、今後の研究の一助となれば幸いである。

謝辞

本稿は「アカウンティングコンペティション 2016」（2016年12月18日、日本大学商学部）における発表に加筆修正を加えたものである。審査員の先生方からは建設的なご意見をいただきました。また、本稿の執筆にあたり、劉慕和先生（日本大学商学部教授）、紺野卓先生（日本大学商学部教授）より貴重なご意見を頂戴しました。加えて、「人文×社会」編集委員会の皆さまより多くのご支援を賜りました。ここに記して御礼申し上げます。

注

- 1 不正のトライアングル（Fraud triangle）という名称を初めて用いたのは、Cressey（1953）ではなく Albrecht（1991）といわれている。
- 2 日本公認会計士協会監査基準委員会による報告書『財務諸表監査における不正』は2011年に初公開され、以後4回の改正を経ている。2021年の報告書は最終改正版である。
- 3 本来であれば2017年から2020年にかけての分析結果も加えた2000年から2020年までのデータを用いるべきだが、筆者らの環境の変化（就職や進学等）により、2016年当時と同様の分析体制の構築が困難な状況である。そのため、本稿では分析対象として2000年から2016年までのデータを用いている。

参考文献

- 甘粕潔（2010）「不正リスク要因の考察：不正への対応を意識した監査の要点」『現代監査』第20号，pp.26-34。
- 汪志平（2016）「東芝の不正会計と日本の企業統治改革の課題」『産研論集』第50号，pp.7-17。
- 田中智徳（2016）「不正リスクに関する新たなモデルの提唱 I」『産業経済研究所紀要』第26号，pp.61-76。
- 企業会計審議会監査部会（2013）『監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定について』（https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyoutosin/20130314/01.pdf）[2021年5月23日閲覧]。
- 日本公認会計士協会（2020）『上場会社等における会計不正の動向（2020年版）』

- (https://jicpa.or.jp/specialized_field/files/2-3-5-2-20200715.pdf) [2021 年 5 月 23 日閲覧]。
- 日本公認会計士協会監査基準委員会 (2021) 『財務諸表監査における不正』 (https://jicpa.or.jp/specialized_field/files/2-24-240-2-20210208.pdf) [2021 年 5 月 23 日閲覧]。
- Albrecht, W. S. (1991) Fraud in government entities: The perpetrators and the types of fraud, *Government Finance Review*, 7(6): pp.27-30.
- Cressey, D. R. (1953) *Other people's money: A study in the social psychology of embezzlement*, NY: The Free Press.
- Douglas, M. B., F. T. DeZoort, D. R. Hermanson, D. T. Wolfe (2018) Improving fraud risk management with an enhanced Fraud Triangle , *Fraud Magazine*, March/April (<https://www.fraud-magazine.com/article.aspx?id=4295000903>) [2022 年 1 月 20 日閲覧] .
- Kassem, R. and A. W. Higson (2012) The new fraud triangle model, *Journal of Emerging Trends in Economics and Management Sciences*, 3(3), pp.191-195.
- Schuchter, A. and M. Levi (2013) The fraud triangle revisited, *Security Journal*, 29(2016), pp.107-121.
- Wells, J. T. (2017) *Corporate fraud handbook: Prevention and detection*, Fifth ed., New Jersey: John Wiley & Sons.

Abstract

Accounting fraud is an act that has a significant impact on the stakeholders of a company. From the viewpoint of deterring accounting fraud, the fraud triangle theory by Cressey is well known. The fraud triangle theory consists of three factors: motivation, opportunity, and rationalization, and has been widely studied in Japan and other countries. In this paper, we analyzed 81 accounting fraud cases in Japanese companies based on the hypothesis that there is a certain law among the three factors in the fraud triangle theory. As a result, accounting fraud cases originated from the motivation were the most frequently observed. In addition, we found that the opportunity arose from the motivation, and then the rationalization was made. This paper shows that motivation is a critical factor when considering the deterrence of accounting fraud.

【Keywords】

Accounting fraud, Fraud triangle, Motivation, Opportunity, Rationalization

Nemoto Moeki[†], Fujita Akihiko^{††}, Matsubara Hiroki^{††},
Namikawa Ayaka^{††}, Takahata Ryo^{††}, Yanagisawa Kento^{††}, Kojima Haruka^{††},
Maruyama Takahiro^{††}, Osawa Yuki^{††}, Tanaka Miwa^{††}, Mohara Toshiki^{††},
Kamimori Riko^{††}, Koshikawa Yuta^{††}, Takahashi Yoshiyuki^{††}, Noguchi Nana^{††}

[†]浙江大学管理学院博士研究生

Doctoral Student, School of Management, Zhejiang University, China

^{††}日本大学商学部卒業生

Graduate, College of Commerce, Nihon University, Japan

【表】

表 1 分析対象の日本企業

1	株式会社 IHI	41	株式会社ワキタ
2	J・フロントリテイリング株式会社	42	伊藤忠商事株式会社
3	株式会社 JVC ケンウッド	43	株式会社井関農機
4	株式会社 LIXIL グループ	44	井上工業株式会社
5	NEC (日本電気株式会社)	45	稲畑産業株式会社
6	NEC エンジニアリング株式会社	46	株式会社加ト吉
7	NEC ネットエスアイ株式会社	47	加賀電子株式会社
8	ネットエスアイ東洋株式会社	48	堀田丸正株式会社
9	株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ	49	丸石ホールディングス株式会社
10	イソライト工業株式会社	50	丸善雄松堂株式会社
11	株式会社イチケン	51	近鉄グループホールディングス株式会社
12	エス・バイ・エル株式会社	52	兼松株式会社
13	株式会社エル・シー・エーホールディングス	53	戸田建設株式会社
14	株式会社キャッツ	54	三井物産株式会社
15	株式会社グッドウィル	55	三谷産業株式会社
16	株式会社ゲオ	56	三洋電機株式会社
17	コクヨ株式会社	57	住友大阪セメント株式会社
18	サイオテクノロジーズ株式会社	58	株式会社駿河屋
19	サイカイオーベックス株式会社	59	株式会社真柄建設
20	株式会社サニックス	60	西武鉄道株式会社
21	株式会社サンユウ	61	大王製紙株式会社
22	スギホールディングス株式会社	62	株式会社大気社
23	ダイキン工業株式会社	63	大水株式会社
24	株式会社テー・オー・ダブリュー	64	株式会社大塚商会
25	株式会社テクノメディカ	65	株式会社丹青社
26	ニイウスコー株式会社	66	蝶理株式会社
27	株式会社ネットマークス	67	東海染工株式会社
28	ネットワンシステムズ株式会社	68	株式会社東芝
29	株式会社パスコ	69	日産東京販売ホールディングス株式会社
30	株式会社ヒマラヤ	70	株式会社東理ホールディングス
31	フクビ化学工業株式会社	71	虹枝株式会社 (A)
32	フタバ産業株式会社	72	虹枝株式会社 (B)
33	株式会社ブックオフコーポレーション	73	株式会社日興コーディアルグループ
34	株式会社ハウスイ	74	日本バイリーン株式会社
35	株式会社ポブラ	75	日本鑄鉄管株式会社
36	株式会社マルヤ	76	富士通株式会社
37	メルシャン株式会社	77	平和奥田株式会社
38	株式会社リソー教育	78	北越紀州製紙株式会社
39	株式会社リンコーコーポレーション	79	北恵株式会社
40	株式会社レオパレス 21	80	明治機械株式会社
		81	株式会社理経

出所：筆者作成

表2 不正の分類

1. 収益の水増し	2. 費用の資産化	3. 過度な利益平準化
4. 不適切な連結外し	5. 架空循環取引	6. 期間外取引
7. 社長の横領	8. 社員の横領	9. 組織的な隠ぺい
10. 費用の未認識	11. 不正の非認知	12. 子会社を利用した不正
13. SPE を利用した不正	14. 監査役との共謀	15. 会計士との共謀
16. 脱税	17. 損失隠し（簿外取引）	18. 政治的要因
19. 不適切な情報開示	20. 架空契約	21. 資産の過大計上
22. 費用の過少計上	23. 積極的会計認識	24. 保守的会計認識
25. 原価の改ざん	26. 費用の繰延	27. 経営者発端の不正
28. 従業員発端の不正	29. 資産の水増し	

出所：筆者作成

表3 動機

1. 借入返済	2. 業績ノルマ	3. 株価
4. 上司からの圧力	5. 社会的地位	6. 株主
7. 脱税	8. 個人的な財務損失補てん	9. 政治的要因
10. 他社との競合関係維持	11. 地位向上への欲望	12. 業績悪化
13. 売上至上主義	14. 処遇に対する不満	15. 上場維持
16. 連続増収達成のため		

出所：筆者作成

表4 機会

1. 内部統制の不備	2. 企業風土	3. 上司の性格
4. 独裁的経営者	5. 子会社管理の不足	6. 内部監査の不備
7. 会計規則の不備	8. 会計士監査の不備	9. 従業員の教育不足
10. 不正利用可能な地位	11. 産業全体の慣習	12. 取締役の形骸化
13. 過度な経営介入	14. 市場環境の変化	15. 組織構成
16. 取引先との関係	17. 会計知識の量	18. 倫理観の欠如

出所：筆者作成

表5 正当化

1. 動機による要因	2. 機会による要因	3. 経営者の私物化
4. 周囲による正当化	5. 不正の指示による要因	6. 不正の未認識
7. 自社存続のため	8. 保身の見込みがある	9. 生活のため
10. 企業への不満	11. 後日返済すればよい	12. 発覚しなければ良い
13. 長年の貢献	14. 経営陣の見栄・意地	15. 企業の目標
16. 計上時期の先延ばし		17. 不正感覚の麻痺

出所：筆者作成

表 6 報告フォーマット

1	分析結果										2016年〇〇月〇〇日現在									
2社名					3報告者															
4規模(資本金)					5上場先					6業種										
不正の分類	7																			
●不正の概要● ここから書き出す。																				
動 機	9																			
●動機の理由● ここから書き出す。																				
機 会	11																			
●機会の理由● ここから書き出す。																				
正 当 化	13																			
●正当化の理由● ここから書き出す。																				
順 番	1番:					2番:					3番:									
●順番の理由● ここから書き出す。																				
●不正のその後● ここから書き出す。																				
●備考● ここから書き出す。																				

出所：筆者作成

表7 報告フォーマットの概要

a	分析結果の整理番号
b	正式な企業名
c	担当者の氏名
d	不正会計発生時の企業の規模（資本金）。不正会計発覚時の資本金が不明であった場合はより近い年度の資本金を使用する
e	上場先
f	業種。上場先で企業情報として表示されている業種分類とした
g	不正会計の分類に該当するキーワードの番号
h	不正会計の概要
i	動機に該当するキーワードの番号
j	具体的な動機の理由
k	機会に該当するキーワードの番号
l	具体的な機会の理由
m	正当化に該当するキーワードの番号
n	具体的な正当化の理由
o	3要因が発生したと考えられる順番
p	具体的な順番の理由
q	不正会計の発覚後の企業の対応
r	備考欄。主に不正会計の発生した年度を備考とした

出所：筆者作成

表8 不正の分類（財務）

1. 収益の過大評価	2. 収益の過小評価
3. 費用の過大評価	4. 費用の過小評価
5. 資産の過大評価	6. 資産の過小評価
7. 負債の過大評価	8. 負債の過小評価
9. 資本の過大評価	10. 資本の過小評価

出所：筆者作成

表9 不正の分類（行動）

11. 連結外し	12. 循環取引	13. 期間外取引
14. 架空契約	15. オフバランス化	16. 経営者の横領
17. 従業員の横領	18. 子会社を利用した不正	19. SPE を利用した不正
20. 経営者発端の不正	21. 従業員発端の不正	22. 子会社発端の不正
23. 監査役との共謀	24. 会計士との共謀	25. 取引先との共謀
26. 組織的な不正	27. 個人的な不正	28. 政治の関与
29. 費用の繰延	30. 脱税・節税	31. 損失隠し
32. 親会社の不正非認知		

出所：筆者作成

表10 動機

1. 借入金の返済	2. 業績ノルマ	3. 株価
4. 圧力	5. 関係維持	6. 企業価値のため
7. 個人的な金銭希求	8. 市場競争のため	9. 個人の名誉のため
10. 業績悪化	11. 企業への不満	12. 従業員のため
13. 部門存続のため	14. 経営戦略の失敗	15. 赤字が見込まれるため

出所：筆者作成

表11 機会

1. 内部統制の不備	2. 自社の慣習	3. 上司による性格
4. グループ会社間の統制不備	5. 会計基準等の悪用	6. 不正利用可能な地位
7. 産業全体の慣習	8. 取締役の形骸化	9. 非経営陣の経営介入
10. 市場環境の変化	11. 取引先との関係	12. コンプライアンスの欠如
13. 情報と伝達の脆弱性		

出所：筆者作成

表12 正当化

1. 動機による要因	2. 機会による要因	3. 事後解決できれば良い
4. 発覚しなければ良い		

出所：筆者作成

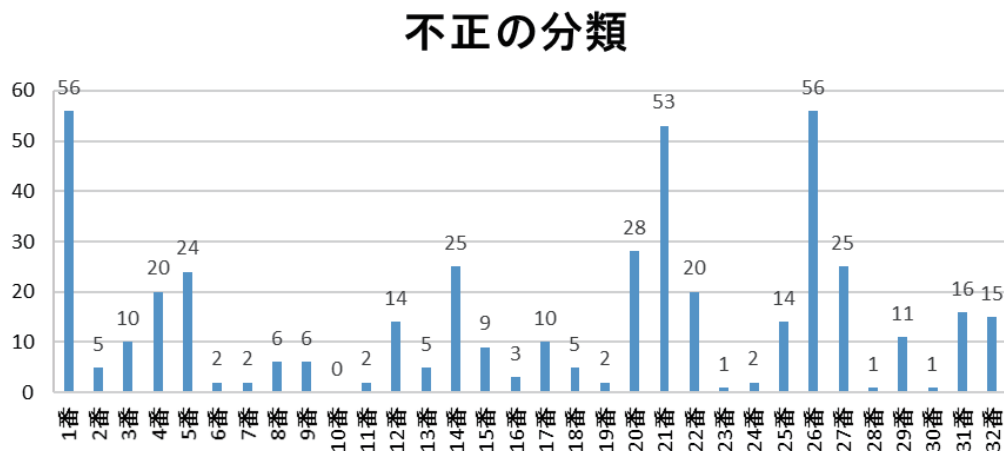
表13 分析結果 (例：日本電気株式会社)

日本電気(NEC)株式会社										2016年11月15日現在									
大企業 (231,137百万円:2000年3月現在)					東証1部					電気機器									
不正の分類	2	3	11	14	18	21													
●不正の概要● NECは2007年5月に、約23億円所得隠しを行っていたとして東京国税局より更生通知を受けた。内容としては、子会社(NECネットエスアイなど)を通じて、架空・水増し発注を繰り返し行っていた。この不正は、明確な開始時期こそ明らかではないが遅くとも2000年から始まり2006年までに行われていたとされている。東京国税局は2006年3月までの7年間で、経理ミスを含めた金額は39億6千万円に及ぶと税務調査で明らかにした。なお、繰越欠損金と相殺されるため追徴課税は行われていない。不正が行われていたのは、国内営業部門のソフトウェア開発部門など計5部門が5件の不正取引を為していた。2人の部長級幹部を含めNEC社員7名が関与しており、23億円に及ぶ不正取引のうち5億円をキックバック、裏金として受取り、飲食等に使用していた。																			
勤機	4	7	9																
●勤機の理由● 本例は、従業員による不正である。キーワードにある上司からの圧力については明確な資料を入手できなかったため、あくまで予測の範囲である。裏金を考慮すると、圧力がなく自発的に不正を行っていた可能性も飲食等に資金を利用していた点から大いに考えられる。																			
機会	1	2	4	6	7	11													
●機会の理由● 本例はIT業界特有の慣習による側面が強いと思われる。NECネットエスアイ(以下ネット)を用いて例とするならば、NECが2億円のソフトウェア開発をネットに発注した場合、さらにネットがその開発を下請けに1億円を発注し、ネットの受け取った2億円のうち1億円がNECの幹部らの懐に入るという不正スキームである。以上から内部統制の欠如はもちろんだが、環境的要因も大きいと容易に考えられる。																			
正当化	2	4																	
●正当化の理由● IT業界において、資産の測定が難しいという点に正当化となりうる要素があると睨んでいる。ソフトウェア一つにとっても、5千万円と言えるものもあれば2億円と言うこともできる。仮に2億円は明らかに高額だと感じようとも認識する方法がないのである。この性質は正当化の十分な論拠となり得よう。																			
順番	1番:勤機					2番:正当化					3番:機会								
●順番の理由● 1番にあげられるのは、順当に勤機であり詳述しない。2番目の正当化については、機会とも考えられるため補足する。正当化の理由にも示したが、IT業界の会計処理をうまく利用した不正であろう。であるならば、仮にお金が好きという勤機があったとして、次に「評価額は測定困難だから、自身が不正を追及されることはないだろう。仮に追及されても言い逃れることができる」と考えていても不思議ではない。これらから正当化を2番とした。																			
●不正のその後● NECは不正を行った7名に対して懲戒解雇処分とし、刑事告発・損害賠償を行う方針としている。																			
●備考● 2000年から2006年にかけて不正が行われている。 NECネットエスアイ(2005年)の報告書を参照するとより理解を深めることができるだろう。																			

出所：筆者作成

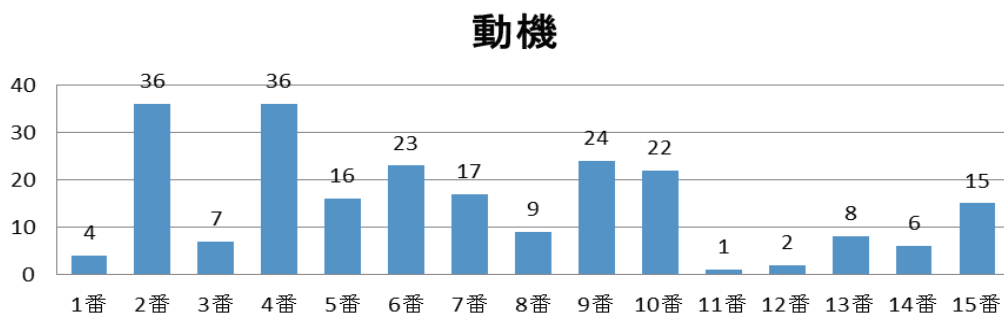
【図】

図1 不正の分類（縦軸：件数）



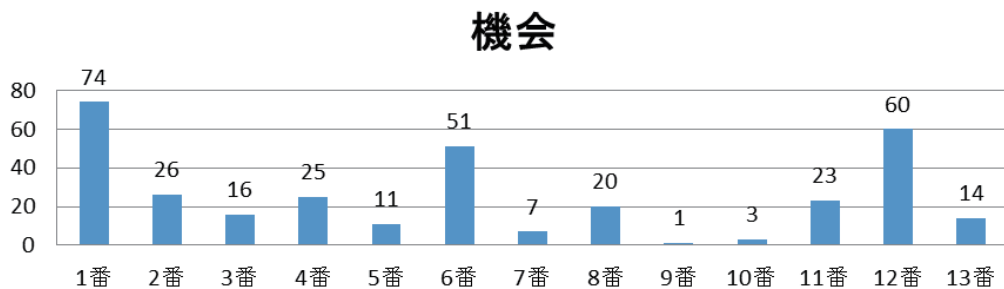
出所：筆者作成

図2 動機の分析結果（縦軸：件数）



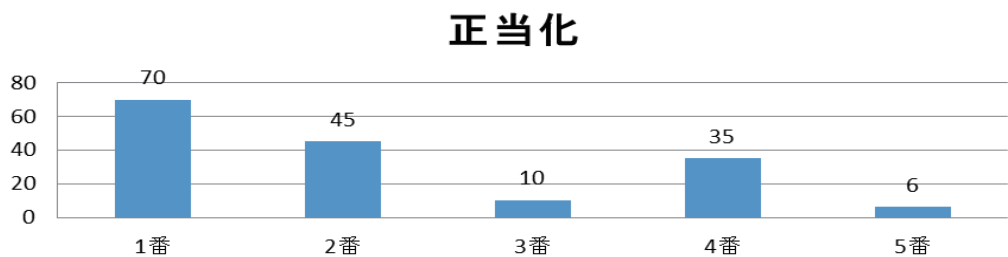
出所：筆者作成

図3 機会の分析結果（縦軸：件数）



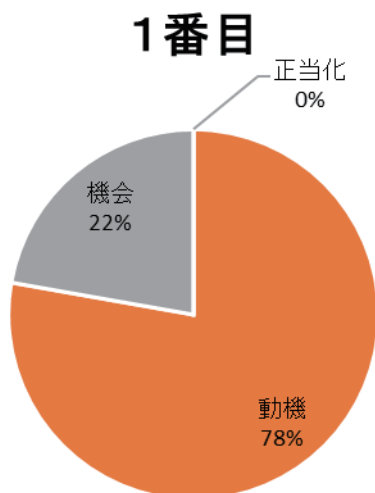
出所：筆者作成

図4 正当化の分析結果（縦軸：件数）



出所：筆者作成

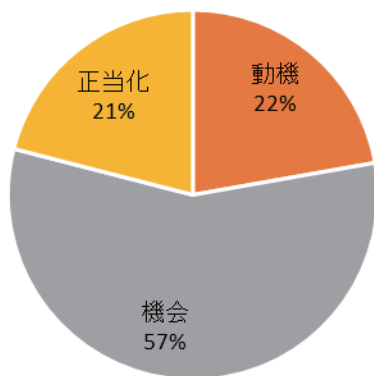
図5 1番目の割合



出所：筆者作成

図6 2番目の割合

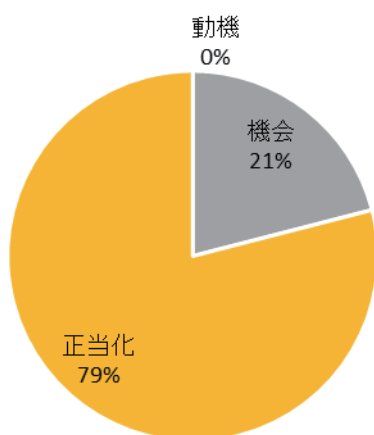
2番目



出所：筆者作成

図7 3番目の割合

3番目



出所：筆者作成